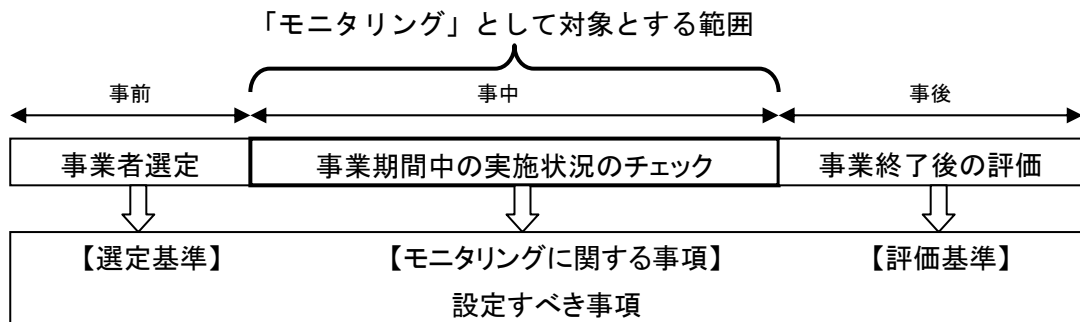


モニタリングについて

本資料作成趣旨

- 市場化テストは、公共サービスの改革を実施するため、競争を導入することにより、「公共サービスの質の維持向上」と「経費の削減」を図るために行われるものである。したがって、市場化テストの事業期間中において、公共サービスの提供が適正に行われているかをモニタリングすることは非常に重要な意味を持つ。
- ここでは、市場化テストの導入の検討を契機に、従来の民間委託における知見が少ない事業期間中のモニタリングについて、地方公共団体が実務上の観点からあらかじめ留意すべき点、明らかにしておくべき点等について整理した。
- なお、モニタリングについては、市場化テストの実施のみならず従来から行われている民間委託業務の実施にあたっても参考となる点が多いと考える。



1. 「モニタリング」に関する論点（チェック事項例）

Ex 1. 今までのモニタリング状況について

- ・モニタリング状況の把握、情報の開示

✓ チェック事項

- 現行のモニタリング状況の情報を事前に開示しているか。
- 現行のモニタリング状況との比較をきちんと行っているか。

Ex 2. 公共サービスの質の設定との関係で整理すべき点について

- ・モニタリングとの関連で考えておくべき質の設定

✓ チェック事項

- モニタリングと質の設定との関係が明確になっているか。
- モニタリングで確認ができる質の設定になっているか、また確認方法が定められているか。

〔 その他、質の設定とモニタリングとの関係で論点となる事項があるか。 〕

Ex 3. モニタリングの体制・方法について

- ・モニタリングの主体、手法
- ・官民競争入札の場合のモニタリングの手法
- ・効果的・合理的なモニタリングの導入
- ・モニタリングの改善方策

✓ チェック事項

- モニタリング状況のチェックにかかる主体は明確になっているか。また、その手法が定められているか。
 - 発注者としての官側のモニタリング体制は確保されているか。
 - 透明性・公平性・中立性を考慮したものになっているか（例えば外部人材の活用が図られている等）。
 - モニタリング状況の公表方法が定められているか。
 - 官側のモニタリングに関するコストの発生が市場化テストの効果を越えていないか。
 - 官民競争入札の場合、官が引き続き公共サービスの担い手となる場合においても透明性・公平性・中立性が保たれるモニタリングが計画されているか。
 - 発注者である官側が直接モニタリングするよりも受注者である民間事業者にセルフモニタリングを委ねた方が効率的かつ合理的な場合、民間のセルフモニタリングを求めるような実施要項での整理となっているか。
 - サービスの種類によっては、サービスの受け手である住民が、モニタリングに参加する仕組みの必要性の有無や必要な場合の方法について検討しているか。
 - 第三者チェックを行う場合に、有効に機能するようになっているか。
- モニタリングを改善していくための方策が盛り込まれているか。例えば、事業期間が複数年の場合において、一定期間毎の区切りでのモニタリング状況を取りまとめ公表するとともに、モニタリング手法の改善方策も含めて設計されているか。

Ex 4. モニタリングによって確認された問題との関係で整理すべき点について

- ・問題が確認された場合の対応方法

✓ チェック事項

- モニタリングによって問題が確認された場合の対応手順が定められているか。
- モニタリングが不十分であった場合、あるいはモニタリングを強化すべき事態が発生した場合に対応できるようになっているか。

Ex 5. モニタリングと契約の関係について

- ・契約上の位置づけ、盛り込めないものの位置付け
- ・契約になじまないものの取り扱い（運用で可能なものかどうか）

✓ チェック事項

- 実施要項策定段階でモニタリングの内容について具体的に整理がされているか。
- 実施要項段階で具体的に整理できない部分についての考え方が示されているか。
- モニタリングについて、契約上の整理が事前に位置付けられているか。

Ex 6. モニタリングの目的について（Ex. 1～Ex. 5を受けて）

・モニタリングの趣旨・目的の明確化

チェック事項

- モニタリングがどこまで必要かについて、趣旨・目的に照らして整理されているか。
- 公共サービスの継続性の観点を踏まえた整理になっているか。
- 質の確保及び提案内容の履行確認からの検証が行われているか。

2. その他

- 特に地方公共団体におけるモニタリングとして検討すべき点としてどのようなものがあるか。